

大阪 あーからいぶず

平成六年三月

第十四号

大阪府公文書館発行

公文書館の役割

石田 正昭

【歴史資料の保存】
 それでは、公文書館の役割の一翼を担う歴史資料の「保存」とはどういったものか。簡潔に表現すれば「後世に歴史を伝え残していくために、歴史的に重要な資料を、可能な限り原型を保つまま、永く存在させる」ということである。

現在、我が国に都道府県レベルの、公文書館や文書館などの歴史資料保存機関（以下、便宜上単に「公文書館」とする。）は、最近開設した秋田県や神奈川県などを含めて、二都道府県に及んでいる。

全都道府県の半分に満たないこの数字は、まだ少ないと言わざるを得ないが、平成に入ってから五つの県が新しい公文書館を開設しているし、これから建設しようと計画している県もあとをたたない。

これは、欧米諸国では既に確固たる市民権を得、図書館や博物館と並んで広く一般に受け入れられている公文書館というものが、我が国においてもようやく、その必要性が認識されてきたという兆しではないだろうか。

では、その注目されつつある公文書館の役割とはいったいどういったものか。これは大きく、歴史資料の「保存」と歴史資料の「利用」に分けられると思う。

「保存」とはどういったものか。簡潔に表現すれば「後世に歴史を伝え残していくために、歴史的に重要な資料を、可能な限り原型を保つまま、永く存在させる」ということである。広義には、将来、歴史を再現するために、より効果的な資料を的確に残していくという「収集活動」も「保存」の役割の一つに含まれるであろう。

この収集活動には歴史資料を公文書館に運び込むという物理的な物の移動（搬送作業など）も含まれるが、最も重要なのは公文書を中心とした膨大な資料群の中から、後世に歴史を確実に伝え残していくために、必要な資料を的確に選びだしていくという「選別」作業である。選別を行うには個人的恣意にとらわれない選別をするということはもちろんのこと、的確な選別を行うために府の事業全般を網羅的に把握しておくことが求められ、その作業には相当なエネルギーを必要と

次

| | |
|-------------------------|----|
| 公文書館の役割 | 1 |
| 欠落資料の収集 | 3 |
| 大阪砲兵工廠資料について | 4 |
| 研究会議参加の報告 | 6 |
| 大阪府の文書管理と 公文書館の収集・選別 | 7 |
| 「お達し」のうっかりかわり | 9 |
| 公文書館譜 | 11 |

する。しかし、選別とは公文書館の中身を決定する責任のある作業であり、公文書館業務の根幹を成す重要な業務なので、ここで労を惜しんではならない。

収集活動以外の「保存」事業としてはその他に、文字通り資料の延命を図るための作業がある。たとえば、①劣化・損傷している資料のそれ以上の劣化を防ぐために、あるいは資料を損傷する前の状態に近づけるための処置を施すなどの「修復業務」。また、②資料の劣化を極力抑えるために書庫内の温湿度を適切な状態に保ったり、紫外線や赤外線、ほこりなどの資料に悪影響を及ぼす諸要素から資料を守るために、保存ケースに収納するなどの「保存環境の整備」などが挙げられる。では、このように収集され保存されている資料を、いかにして活用していくかという、歴史資料の「利用」について考えてみたい。

【歴史資料の利用】

公文書館における歴史資料の「利用」についてはさらに二つに分けられる。一つは歴史資料の「一般利用」であり、もうひとつは歴史資料の「行政利用」である。

まず「一般利用」であるが、これは公文書館が、図書館や博物館などと同様に、日常的な文化活動の拠点として、あるいは生涯学習の場として、いわゆる文化施設としての役割を果たす「公の施設」として位置づけられるということである。

特に公文書館の場合で言うと、たとえば、所蔵している歴史資料を広く一般に利用してもらうことにより、公文書館が設置されているその地域の、あるいは設置母体である組織（大阪府公文書館であれば大阪府）の、歴史に関する知識と理解を、住民（府民）に深めてもらうということ。また、歴史家や専門家が、これらの歴史資料についての調査・研究を行い、その成果を文章化（歴史書や歴史小説などに）することにより、失われかけた歴史を蘇らせたり、いろいろな視点から歴史を検証する機会を与えてくれることができるということが言える。

では、もう一方の「行政利用」とはどういったものか。ひとつには設置母体である組織の記憶装置としての役割を果たすということである。

大阪府にかぎらず地方公共団体などの自治体では、必ずといってよいほど、その組織が行政を円滑に運営するために必要な、文書の保存期間というものを定めている（大阪府では「大阪府文書管理規程」の中で保存期間を

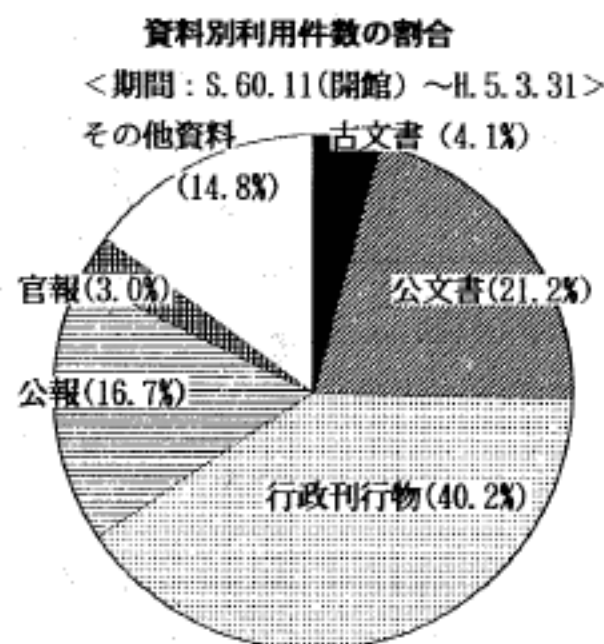
定めている）。しかしこれはあくまで、組織が「行政を円滑に運営するために」必要な保存の期間を定めたものであるに過ぎず、今日的な職務を遂行するうえで必要な情報を確保しておくための時間であるにすぎない。

しかし本来、大阪府のような巨大な組織において、その歩んできた道のりを自らが刻んでおくということは、当然の行いかつ責務であり、単に職務上必要な保存期間だけでなく、組織が存在してきた証としての記録を、確実に記憶していく機能（人で例えれば「脳」の役割を果たす機能）を持つべきである。

さらに公文書館には、これらの記憶された記録を整理し、再び組織に還元するという役割がある。収集した記録に何の手も加えず放置しておいたとすれば、これは非常に使い勝手の悪い記録となってしまう。一つ一つが独立しているこれらの記録を、あるときは組織別に、あるときは事業別に、またあるときは年代別に、利用する側のニーズに併せて系統的に分類することによって、記録が新たな価値を生み出し、利用の幅がさらにひろがることになる。また整理されたこれらの記録を、その目的によって活用することにより、新たな事業を興す際の有力な基礎資料となったり、行政の様々な継続事業の安定した運営をしていくための一助となるものである。

このように組織が組織として必要な記録を、

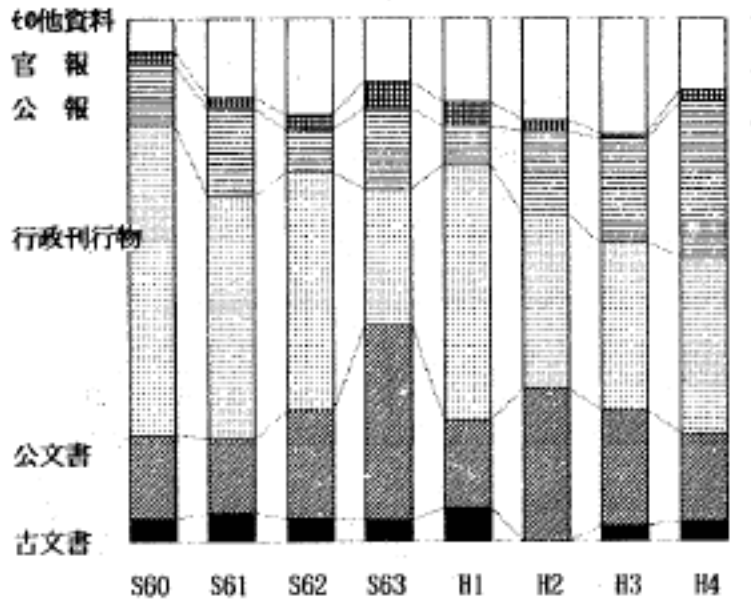
恒久的に「記憶」し、それらを「分類」し、「還元」することが重要なのであり、これを効率よく、総合的に行う行政の一機関として公文書館を位置づけることが必要である。



【歴史資料としての公文書の重要性】

公文書館に残されている記録がいかに重要であるかという点、公文書館の記録とは、膨大な資料の中から選りすぐられて集められた密度の高い記録であるということ。また、これらの資料は組織の垣根を越えて、行政全般にわたる情報を網羅的に集められたものであるため、府政全体を客観的かつ総合的な視点から見つめることができる資料である。これらの記録を有効的に活用することによって、行政の長期的な総合性・一貫性を確保できるとともに、さらなる府政の発展に寄与するも

資料別利用件数割合の推移 (S60年度～H4年度)



のとなるはずである。さらに、このように公文書館の資料を行政利用という形で活用することによって、行政がより効率的かつ効果的に運営され、しいては府民福祉の向上に寄与する結果に結びつくものとなると考えられる。

欧米諸国では、公文書館というものが行政組織の中でも中核的な位置を占めているという現実をみても、行政にとって公文書館とは不可欠の存在である。公文書館が、行政の歩んできた足跡を伝え残す施設であるとともに、それを最大限活用することによって、よりよい行政の推進に寄与しうるものと信じている。

(大阪府公文書館長 いしだ まさあき)

欠落資料の収集

― 明治期の府会資料 ―

公文書館で、その中核となる資料には、歴史的に価値のある公文書をはじめ、府公報、府議会資料、統計書類などがあります。

府公報については欠号部分を他機関等から複製することによって補填し、第一号(明治二十一年一月)から現在まで完備することができました。

また、大阪府の歴史を語る基本的な資料のひとつに府議会議事録があります。府(議)会について言いますと、大阪府は明治六年十一月、既に区戸長を議員とする府会(民会)を開いていましたが、新発布の府県会規則に基づいて、明治十二年三月にはじめて府会議員を選挙し、同年四月に府会を開きました。「大阪府會史」を見ますと、府会といっても、府会、市部会、郡部会の三部制で、それぞれ通常会及び臨時会がありました。大正十四年度より三部制は廃止されました。

当館ではその議事録等の府会関係資料について、府会開設時から完全には揃っておらず、特に明治十二年から三十二年までの部分が欠落しています。

そういった欠落部分を少しでも埋めるべく努力しているのですが、今回、泉大津市の横

山家が明治期の府会資料を保存されていることを知り、同家の協力を得て調査をすることができました。その結果、同家の保存文書の中に、明治十二(二十三、二十七、二十九)三十六年度の府会議案と明治十四(二十三、三十三)三十五年度の府議事録など四七点があることがわかりましたので、同家の許可を得て、マイクロフィルム(六四巻、三七、〇〇コマ)に撮影し、府会資料の欠落部分をかかり埋めることができました。

同家の横山勝三郎氏は明治十四年から三十六年にかけて約十五年間、府会議員をつとめられ、府会に出席されるたびに、その時受領した資料を残されていたそうです。おかげで大阪府の基礎的な資料である府会資料を当館において充実させることができました。横山家の皆様には、この度の収集について惜しみないご協力いただきましたことを、この紙面をお借りしまして、あらためてお礼を申し上げます。

また、府会資料に関する情報をお持ちの方がおられましたら、是非、当館までご連絡いただけますようお願いいたします。

(大阪府公文書館 北山 英一)

資料紹介

大阪砲兵工廠資料しょうについて

—米国防略爆撃調査団資料マイクロフィルムより—

久保 在久
(大阪郷土史研究家)

大阪砲兵工廠は、一九七〇(明治三三)年以來七五年間にわたり我が国最大の官営軍需工場としての地位を保ち、大阪の歴史の発展に重大な影響を与え続けてきた。それにもかかわらず、同工廠の研究は大きく立ち遅れてきた。厚い軍事機密の壁に阻まれて十分な資料が存在せず、かつ、敗戦後上層部の指令で僅かに残された資料すら焼却されてしまったことが主な原因だった。

近年、拙編『大阪砲兵工廠資料集』(一九八七年日本経済評論社)が刊行され、これらをベースにさらに驚異的な努力で新資料を集められた三宅宏司氏(大阪教育大学)によって高い水準の『大阪砲兵工廠の研究』(一九九四年思文閣)が発刊され、研究に画期的な新地平を切り開かれたが、それでもなお全貌を明らかにするには至っていない。逆にいえばそれほどに懐が深く巨大な経営体であったということができよう。

敗戦直後、米軍は大阪陸軍造兵廠(当時の名称)に対して、経営規模や空襲被害の実態を示す資料の提出を求めた。私が元同廠文書課勤務の佐々木種造氏(故人となられた)に取材した際、頂いた冊子『大阪陸軍造兵廠の

現況』(拙著に収録)がそれに当たるものであるとの説明を受けていたが、本冊子は単に提出資料の概略をまとめたものに過ぎず、実はそれ以上にかなり綿密な資料を米軍に提供していたことが明らかになった。



「大阪陸軍兵廠の現況」

昨年秋、尼崎市立地域研究資料館の辻川敦氏から大阪府公文書館が米国防略爆撃調査団資料のうち、大阪府関係のものを国立国会図書館より収集し、その中に砲兵工廠資料があることを教えられ、同館の関係資料を調査させていただいた。

日本側から提出された資料をもとにして、『米国防略爆撃調査団報告書』が米国立公文書館から刊行されていることは、これまで知られている。しかし、大阪府公文書館の資料は、二年ほど前に国立国会図書館が報告書

の基礎資料となった六二八本のマイクロフィルムを手に入れたものの中から、昨年度、大阪府公文書館が大阪府関係のもの六本を選びだして複製したものであった。

今回収集された資料には、大阪陸軍造兵廠が提出した資料や、日本語で書かれたこれらの資料の英文による解説や、先の『米国防略爆撃調査団報告書』の修正入り原稿などが含まれている。

現在、大阪府公文書館が収集しているこれらのマイクロフィルムのうち、大阪陸軍造兵廠に関するものについて紹介をかねて解説を試みたい。資料は大別してつぎのようなもので構成されている。

(1) 米軍報告書(英文)

米国は、大阪陸軍造兵廠を「目的三三二」と位置づけ一九四五年一月一〇日から一三日にかけて、延べ一八人の調査団を派遣して爆撃被害の実態を調査した。調査目的は、自軍の日本爆撃の威力を数量的に確かめることにあつたものと見られる。それによると同廠の建物、機械等資産は六、五七四万円であったのが、爆撃によって三、二一七万円の損害を与えたとし、なかでも八月一四日の集中的な攻撃でその六〇%に相当する一、九四七万円の破壊効果があつたとしている。具体的には①焼夷弾は機械に最も損害を与え、②電気線にかかる損失は約四〇%復元したが、機械

類の損失は容易に完了できなかったことなどが指摘されている。

労働者数についてみると、一九四三から四五年六月までの間に一六、〇〇〇人が他の工場（枚方、姫路、石見江津などを指すものと思われる）へ転出し、敗戦当時二二、六〇〇人が在籍したが、平均出勤率は八〇％で、爆撃時は六〇％。八月一四日の爆撃では三八二名が死亡、四一二人が負傷したとされている。

(2) 生産高及び空襲被害状況調査書

造兵廠当局が、米軍調査団の来日を前にしてまとめたもので、同廠自身のものと、民間下請軍需工場のものがある。

前者は、同廠が生産していた火炮、戦車及び弾薬、信管、鉄帽などの生産高を、品目別に分け数量、金額が三一年から四〇年迄の一〇年間にわたって詳細に記録されており、戦争の激化と深刻化を裏付ける資料となっている。一例を挙げれば弾薬（地上兵器）の生産高は三三年に七〇〇万円台であったものが四〇年には一億円を突破していることや、九〇式野砲の生産が三五年に打ち切られ、同年から九四式三七耗砲が登場するなど、旧式兵器が淘汰され新兵器にとって変わる有様なども伺われ興味深い。

後者からは、同廠には、下請工場の管理機関として城東、淀川、城西、福島、堺、神戸の各監督班と四国出張所が置かれていたこと

が分かり、その管理下に、現在では超一流となっている企業を含む無数とあってよいほどの軍需工場があったことが分かる。調査団の求めに応じて、造兵廠は全工場に「合衆国戦略爆撃調査団調査表」を提出させた。生産品目、生産高、空襲による損害額及び被災率、従業員数、工場見取図、空襲に備えての疎開先などが詳細に記され、前者と併せれば、大阪とその周辺における官民の総合生産高、労働者数などを知り得ることができるといえる。

(3) 空襲被害消防関係資料

大阪、堺、布施、吹田各市の空襲日時別焼失、破壊家屋とその罹災者数、焼失した著名施設（官公庁、学校、工場、病院、軍施設）消防被害状況及び現有消防力が記載され、大戦末期の大阪の実情を知る上で貴重な資料となっている。しかし、調査を担当した消防当局自身が甚大な被害を被るなど止むを得ない面があったとは言え、「各回共正確ナル調査不能ニ付推定数ヲ掲ク」と備考欄に記されているように、正確な数値とはなお開きがあるものと考えられる。

すでに述べてきたように、本資料は未だ研究者の目に触れていない点に最大の資料的価値が認められる。我が国が中国大陸への侵略戦争を始めてから敗戦に至るまでの推移を知る上で重要な資料を提供してくれており、研究の空白を埋めるとともに、今後綿密な分析

を通して軍工廠の実態に迫れるものと期待される。

民間協力工場の「調査票」は、臨戦態勢下大阪とその周辺一帯が、造兵廠の「企業城下町」と化していたことを示しており、生産高、従業員数などを詳細に分析することによって、大戦末期の大阪の町の状態がより鮮明になることが期待され、郷土史資料としても重要な位置づけが必要であろうと考えられる。



爆撃後の造兵廠の写真
(ガレキの後方は大阪城)

また、すさまじい爆撃で破壊し尽くされた造兵廠の写真多数は、戦争の悲惨さを浮き彫りにし、今は見事に整備された大阪城公園の昔を偲ぶ歴史の貴重な証言である。

本稿作成に当たり、英文和訳で藤田順子氏（同志社女子大）の手をわずらわせた。また資料閲覧について大阪府公文書館の方々のご協力を得た。記してお礼を申し上げます。

(くぼ すみひさ)

都道府県・政令指定都市公文書館
実務担当者研究会議参加の報告

国立公文書館主催の都道府県・政令指定都市公文書館実務担当者研究会議が平成六年二月二十三日から二十五日まで開催されました。本会議は去年にひきつづき二回目ですが、その概要を報告したいと思います。(会議内容は別表のとおり)。

国立公文書館の研修には「公文書館等職員研修会」が五日間の期間で開催され、職員の資質の向上に果たしている役割は大ですが、実務担当者が日頃抱えている問題を提起し、討議を行うことによって、課題の解決を図る目的のこの会議は実務面でまた大変意義深いものがあります。

さて、公文書館の課題として、公文書等の円滑な収集と歴史的公文書の選別、その整理、利用、保存、広報等、多岐にわたりますが、今回、討論のテーマになったのは、主に収集と選別、利用面の問題でした。

まず、収集については、(1)スムーズに文書や情報が公文書館に届くような制度の整備が肝要なこと。(2)職員に対して公文書が将来、貴重な歴史資料・文化遺産となることのPR。(例えば文書主任会議や新採職員研修の際の公文書館の役割についての説明や公文書館の見学、職員向けの広報誌の発行など)。

選別については、(1)その具体的、かつ詳細な基準が未整備の状況であり、担当者の「勘」に頼らざるを得ない部分が多いこと。(2)的確な選別を行うにはひとつひとつの文書の選別経験の積み重ねと共に各部署が作成、收受する文書の全体像や個別の文書がその中で占める位置関係の把握が必要なこと。(3)また、合議制によりその文書の取捨を決定できれば良いが、収集規程の整備等により、大量の文書が入ってくると、人手や時間の問題をクリアしねばならず、合理的な選別方法もその視野に入れねばならない。

また、作成原課等において文書の保存期間が終了し、廃棄の決定がなされ、公文書館へ引き継がれた歴史的文書の利用の問題についても活発な意見交換を行いました。たとえばいわゆる三十年原則(文書の閉鎖期間は原則として三十年を越えないとする世界文書館評議会(ICA)の大会での決議)に対する考え方や扱い方などです。

このように各館が抱える共通の課題は多くさらには深い討議を今後も継続して行う必要があると思います。また、そういった課題に対する各館の取り組み状況など、情報交換の場としての意義も大きく、この研究会議での成果を少しでも活かし、当館の当面する課題の解決に励みたいと思っています。

(北山 英一 大阪府公文書館)

| | | |
|-------|---|--------------------|
| 講演 | アーカイブズについて(元図書館情報大学講師 小林蒼海) | |
| 事例発表1 | 山口県文書館の35年(山口県文書館 梅村郁夫) | 討議 司会 大阪府公文書館 北山英一 |
| 事例発表2 | 神奈川県立公文書館施設概要(神奈川県立公文書館 石原一則) | 討議 司会 新潟県立文書館 本田雄二 |
| 事例発表3 | 名古屋市市政資料館の現状と課題について (名古屋市市政資料館 福住明男) | 討議 司会 愛知県公文書館 瀬瀬恵司 |
| 討論1 | 栃木県立文書館における公文書の収集・移管についての課題 | 座長 栃木県立文書館 石川 誠 |
| 討論2 | 文書館の閲覧に関する規程について | 座長 広島県立公文書館 長澤 洋 |
| 討論3 | 公文書の公開について | 座長 京都府立総合資料館 渡辺桂子 |
| | 総括討論 | 座長 鳥取県立公文書館 賀山真直 |

大阪府の文書管理と

公文書館の収集・選別

北山 英一

1、大阪府の文書管理

府における文書管理改善の基礎データを得るため、総務部法制文書課が昭和六十二年八月に行った調査では、昭和六十一年度に発生した大阪府全体の公文書の総件数は約二八八万件（簿冊では二〇万冊、量にすると約七、二〇〇m）にのぼります。また、本庁全体の文書・資料類の保有量は六十二年八月時点で、四五、九〇〇m、平成三年十一月ではそれが六七、〇〇〇mに達し、毎年一〇%増加していることとなります。保管場所としてはその一〇%が法制文書課書庫に、六〇%が執務室に、残りの三〇%が倉庫等といった本来、保存に適していない所に置かれていた状況です。

文書にはその発生から完結、保管・保存、廃棄決定、歴史的文書としての公文書館での保存にいたるまでのライフサイクルがありますが、文書を管理する上での問題点として、
①文書量が多く、すでに言ったように一〇%という高い伸び率で増加しており、倉庫等にまで文書が保存されている。この原因としては事務の多様化やコピーの手軽さ等があげられるかと思えます。

②共有化すべき文書が個人管理となっており担当者がいないとその文書がすぐに取り出

せない事。この原因としては文書分類が執務室での実際の文書の配架基準になっていない事等が考えられます。また、保存や廃棄については「文書の引継ぎや廃棄手続きが日々の業務処理のためにいついつ後回しになってしまふ」事もあって、不活用文書まで執務室に停滞している。

③増加し続ける文書に対する書庫の収容能力の限界。

これらの問題の改善策として、
①「文書分類表及び保存期間の基準」を平成五年四月に改正し、保存期間については、従来の永年と二十年保存区分を長期（〇年）に改め、具体的に年数を設定できるものはその年数を明示する事としました。また、保存期間が明示されていない長期保存文書は十年を越えれば随時、現用価値を判断し、廃棄できるようにしました。

②第三次クリアー作戦の展開。これは各部署等の次長を委員とする「文書管理改善推進本部」の下、平成五、六年度にかけて、(a)文書の減量、(b)適正な文書の廃棄及び引継ぎ、(c)歴史的価値を有する文書の収集を柱とするものです。

③文書主任会議の開催（年二回）。この会

議は文書を総合的、体系的に管理するクリアーシステムを周知徹底するため、文書主任（各課・各出先機関の庶務担当係長）を対象に毎年実施しているものです。

各課における文書管理への取り組みは行政事務の効率化や快適な職場環境づくりだけでなく、公文書館にとっても大きな影響をもつものです。つまり理想的な文書管理ができること、①文書が的確に保管・保存される↓公文書館での収集が確実となる。②重複資料を作らない・簿冊の中身と表示のタイトルが一致している↓選別の効率化。③保有文書のリストが整備されている↓保有文書の全体像をつかめる。といったありがたい状況が目に見えかぶからず。

2、大阪府公文書館の公文書の収集・選別

(1)現状

①本庁各課、法制文書課書庫及び出先機関において保存期間が過ぎた文書は当該課長または出先機関の長と法制文書課長との廃棄協議の後、廃棄決定された文書は文書廃棄票に記入され、そのリストが法制文書課から公文書館に届く。その時期は法制文書課書庫に保存のものは毎年三月頃、各課・出先機関保存分は随時というのが現状。

②職員四名がその廃棄文書リストを見て、歴史的資料類の評価基準に基づき、文書を選別する。内容が分からない文書は主

務課に問い合わせたり、現物を見に行ったりする。

③選別した文書を公文書館職員が箱詰めし、公文書館へ主に業者委託によりトラックで運ぶ。

例年、約一〇、〇〇〇冊の中から平均一、七〇〇冊を選別しているが、平成五年度は廃棄協議の徹底等により約六〇、〇〇〇冊中から三、九〇〇冊を選別しました。

(2)第三次クリアー作戦(文書の減量化等)の公文書館への効果

①主務課保存文書が大量に減量(廃棄)されたため、選別対象文書が増加し、公文書館への収集文書も増えました。

②公文書館職員が選別する際に、作成課に公文書の内容の問い合わせをする事等を通じて、公文書館の役割や公文書が将来、貴重な歴史資料になることを職員に知ってもらう機会が増えた事があげられます。

(3)歴史的文書の収集・選別における課題

①選別システムの充実・強化

(a)基準づくり

公文書館の業務には収集・選別、整理、利用、保存、広報、調査等がありますが、その根幹部分になるものが「選別」作業と言ってもいいでしょう。しかし、大量の文書の中から将来残す価値のあるものを見つけるのは、やさしい事ではありません。

せん。自分の部屋を掃除する時に、残しておくと捨てる物と捨てる物と判断する事を想像すればわかるでしょう。公文書館では府の文書について、すべてその作業を行っていかねばなりません。したがって、その際の選別基準の具体化を図り、客観的な選別を進める必要があります。そのためには、まず各課が作っているファイル基準表の把握し、また、所属の職員との全体像を把握し、また、所属の職員とのコミュニケーション等によって、事業と各文書の関係や、その文書の重要度等をチェックしていく必要があります。これらの作業を通して、選別基準の具体化を進めると共に実際の選別で培ったノウハウを蓄積し整理をする事も、その基準を運用する上で役立つはずです。

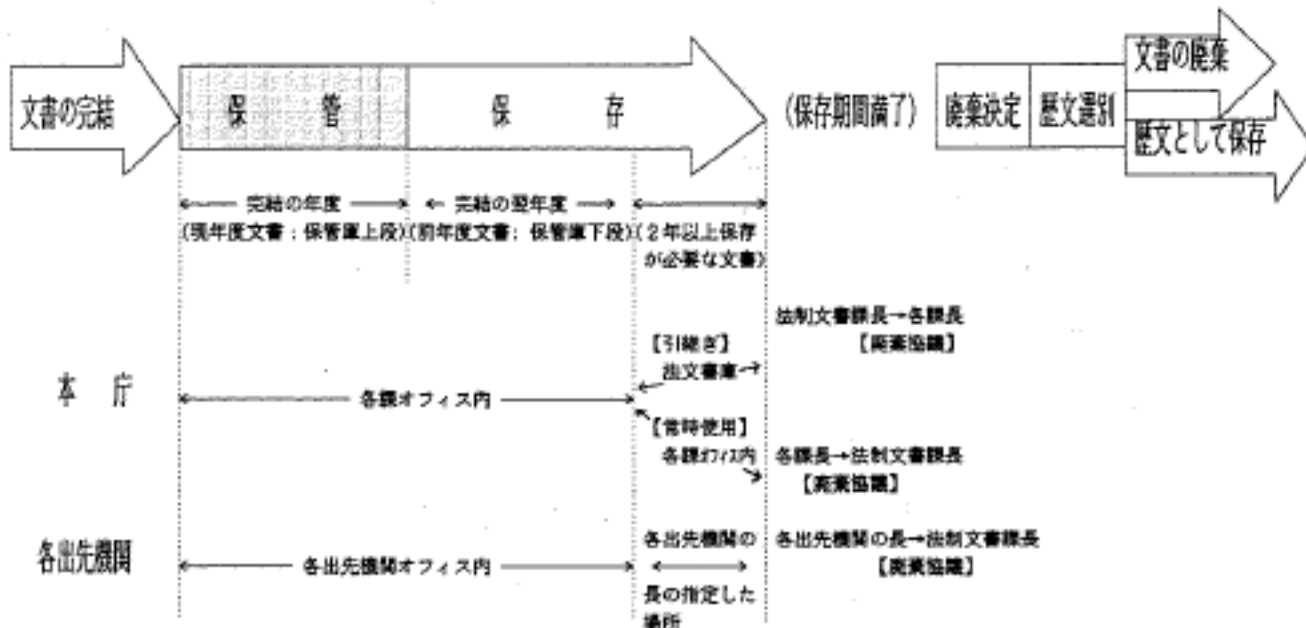
(b)組織と効率化

個人の主観をできるだけ排除し、より客観的な選別ができるよう、選別のための組織をつくり、そこでの選別結果を残していく、後々の効率的な選別のためにそれを役立てる必要があります。

②中間書庫

府全体の文書保存スペースの効率化や文書の引き継ぎをより円滑に行うため、行政事務上の利用が低下した文書(いわゆる半現用文書)を集散的に保管する中間書庫を

◎文書の保管、保存及び廃棄フローチャート



使い方（住民への公示）をしているようです。漢字の持つ意味としては上下関係がそれぞれ逆転しているというのが興味深いところです。また、特定の地域（例えば和泉国や河内国など）への通達に用いられる「丙」という表示も、甲、乙と同じ時期に、回数は非常に少ないですが出てきます。

その後、丙という表示は出てこなくなり、代わりに「示」という表示が出てきます。タイミング的には丙の後任という感がありますが、通達本文の文末が丙は「此旨布達候事」で終わっているのに対し、示は「此旨告示候事」という形で、現在の公報にも使われている「告示」という語句を含めた文末で締めくくっています。このように文末の表現を代えていることや、丙と違って頻繁に使われること、その使われ方が異なっていることなどから、丙の後とは考えにくいと思われます。このあと、ごくまれに出てくる「論」を加えて甲、乙、示、論の四つの表示が平行して使われる時代が明治十九年ごろまでの四年ほど続きます。

府令・訓令の時代

そして新たな表示の形として明治十九年七月に「府令」第一号が出されるのをはじめ、「告示」、「告諭」、「訓令」という新しい表示が相次いで出てくるようになり、それまでの甲、乙、示、論にとってかわり変遷は後

(表2)

| M10年 | 12年 | 14年 | 16年 | 18年 | 20年 | 21年 |
|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| | | [地] | | | | |
| | | [天] | | | | |
| | | | | | [甲] | |
| | | | | | [乙] | |
| | | | [丙] | | | |
| | | | | | [示] | |
| | | | | | [論] | |
| | | | | | [府令] | |
| | | | | | [告示] | |
| | | | | | [告諭] | |
| | | | | | [訓令] | |
| | | | | | [公告] | |

の府公報へと続いてゆきます。これまで当館では、明治元年から明治十八年までの通達を収めた「布告及び布達」（欠落部分あり）と明治二十一年に第一号が発行される府公報までの約三年間「お達し」の空白部分があり、この辺りの変遷を把握できませんでした。しかし、明治十九年一月四日甲第一号で当府布達告示告諭及び達書は自今左の新聞

紙に搭載するを以て公式と定む 但し該新聞紙へは特に大阪府録事の一欄を置く

内外新報 朝日新聞

と通知しているように、当時民間の新聞に掲載することで「行政機関の意思」を住民に周知していましたので、この時期の朝日新聞のマイクロフィルムを購入することによって通達の空白部分を埋めることができ、変遷についても確認することができたのです。

以上、紹介してきました大阪府の「お達し」の変遷については、それぞれの表示が始めて使われる時期とその終期、またその使われ方や新旧の表示の相関関係などについて、「お達し」そのものが全て揃っていないことに加え、使い方を示したマニュアル、現在で言えば「文書事務の手引き」のようなものが確認できていないこともあり正確なところがつかめませんでした。行政機関がその意思を内外に示す「お達し」とは、その行政機関がどのような施策を進めてきたかを公式に記す、歴史資料の中でも主要なものであります。今後「お達し」についてはその欠落部分の収集に努めるとともに、変遷について更に研究をしていく必要があり、今後の課題したいと思います。「お達し」の変遷について詳しいことをご存じの方がおられましたら、ご教示いただければ幸いです。

(大阪府公文書館 かろう としあき)

公文書館譜

□行事できごと (H5・1~H6・2)

| (年月日) | 内容 |
|--------|-------------------------------------|
| 5・3・8 | 収蔵資料くん蒸 |
| 3・12 | 館内消毒 |
| 3・23 | 第七回公文書館運営懇談会を開催 |
| 3・31 | 大阪あーかいぶず第十二号発行 |
| 4・9 | 法制文書課書庫から資料搬入 |
| 5・1 | 常設展示「森家文書」 |
| 5・20 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会発足総会及び記念講演会を開催 |
| 6・11 | 府民情報室他から資料搬入 |
| 7・1 | 第五回公文書館問題検討小委員会を開催 |
| 7・26 | 文書減量化にかかる資料搬入 |
| 7・29 | 関西大学博物館学課程実習 |
| 8・25 | 公文書館問題検討小委員会による他施設視察(千葉県文書館) |
| 9・10 | 館内消毒 |
| 10・7 | 教育委員会から資料搬入 |
| 11・24 | 第六回公文書館問題検討小委員会を開催 |
| 12・14 | 府立高校事務職員研修 |
| 12・28 | 大阪あーかいぶず第十三号発行 |
| 6・1・18 | 文書減量化にかかる資料搬入 |

□主な来館者 (H5・1~H6・2)

| 来館者 | 来館月 |
|------------------|------|
| 守口市企画調整部文化振興課 東 | 5・1月 |
| 大阪市市史編纂室 箕面市総務部 | |
| 総務課 山形県総務部文書法制課 | |
| 大阪市公文書館 花園大学古文書 | 2月 |
| 研究会 名古屋市政資料館 東 | |
| 京都公文書館 | |
| 千葉県文書館 群馬県立文書館 | 3月 |
| 山口県文書館 沖縄県 | |
| 国文学研究資料館史料館 中国人 | 5月 |
| 民大大学档案学院 大阪地方裁判所 | |
| 資料課 元興寺文化財研究所保存 | |
| 科学センター | |
| 高槻市 読売新聞社 三重県総務 | 6月 |
| 部学事文書課 北海道立文書館 | |
| 和泉市教育委員会 国文学研究資 | 7月 |
| 料館史料館 | |
| 寝屋川市教育委員会 | 8月 |
| 国際資料研究所 元興寺文化財研 | |
| 究所保存科学センター | 9月 |
| 大阪市公文書館 門真市 | 10月 |
| 国立民族学博物館 静岡県教育委 | 11月 |
| 員会文化課 和泉市教育委員会 | |
| 泉南郡教育委員会 尼崎地域研究 | |
| 資料館 福岡県県政情報課 新潟 | |
| 県長岡市市史編さん室 | |
| 池田市市史編纂室 大阪PR協会 | 12月 |

6・1月

2月

愛知県立公文書館
富田林市 栃木県立文書館 中央学
術研究所 島根県総務部総務課 新
潟県立文書館 宮崎県総務部総務課

□主な来館者 (H5・1~H6・2)

一般 三三% 教員 四% 庁外公務員 一八%
府職員 一九% 学生 二六% その他 一%

□主な資料の寄贈 (H5・1~H6・2)

5・1月 江口 圭一 管下状況奏上書説明資料ほか
1月 中 好幸 旧古田川と川中新田
5月 赤澤 史朗 戦時災害保護法小論
5月 小野 修三 小河滋次郎と救済事業研究会
8月 小山 仁示 改訂 大阪大空襲 大阪が
壊滅した日!

| 資料の種類 | 資料点数 | |
|--------------|---------------|--------|
| 公文書 | 明治期 | 57 |
| | 大正期 | 51 |
| | 昭和前期(戦前) | 278 |
| | 昭和後期(戦後) | 19,108 |
| 府発行の行政刊行物 | 19,501 | |
| その他の刊行物 | 21,521 | |
| 府公報 | 356 | |
| 官報(国会会議録を含む) | 2,176 | |
| マイクロフィルム、写真等 | 20,354 | |
| 近世文書(川中家文書等) | 2,240 | |
| 合計 | 85,642 | |

(単位は点)

□資料の保存状況 (H5・12末現在)

歴史小話

本号「お達し」のうつりかわりの原稿をつくるにあたって、本文中にもあるように変遷を確認するために当時の朝日新聞に掲載されている「大阪府録事」部分（府の布告・布達を掲載する欄）を調べていたのですが、明治十九年一月七日の新聞の一面に、探していた「甲第一号」を見つけたのはいいのですが、ふと左に目を移してみると、次に出てくる布達が「甲第二号」を飛ばして「甲第三号」になっていたのでした。おかしいなと思い、さらに左に目を移していくとその理由が載っていました。

それによると、「甲第一号は已に印刷に付し配付なりたるに付本紙上に登載せざりし」が「若し之を掲げざる時は本紙に就いて追号布達を読む人の為め不便なるべきを以て茲に之を掲ぐ」と説明しています。ようするに、「甲第二号」は本来掲載すべき前日の六日の紙面に予定どおり既に掲載されていて（実際に掲載されている）、第一号については配付済（号外のような形で？）なので本紙には掲載しないつもりであったものを、読者の便を図るために、あえて第三号の前に割り込ませる形で掲載したということのようです。奇しくも今回の調査にあたった私自身がま

さに「本紙に就いて追号布達を読む人」となったのですが、もし掲載されていなかった時の「不便」を思うと、当時の編集者の心配りに感謝の念を抱かずにいられませんでした。

説明はさらに、「又同府甲第三号は府庁より交付の時刻較晩れ公報を掲ぐべき第二面印刷の間に合はざり、しかども此は当地人民に必要な布達たるに付例外として茲に掲ぐ」と続いており、本来二面に掲載すべきものを府の連絡が遅れたために間に合わず、内容が重要（川沿い官有地の払下げ、貸下げの停止及び貸下げ地の返地）であったこともあって、例外としてこれを一面にもって来た旨の説明がされていました。わざわざ紙面上で、しかも一面のトップで弁明しなければならなかった当時の担当者の苦勞が伝わってきます。

編集後記

(T・K)

▼最近テレビの「歴史物」番組が増えたように思いますが、番組の最後のテロップの協力者のところによく、海外のものも含めて〇〇公文書館というのを目にします。歴史を検証する際には公文書館の歴史資料というものが不可欠だという証ではないでしょうか。▽我が公文書館もそういった機会にお役に立てるように、さらなる資料の充実に励みたいと思います。

(T・K)

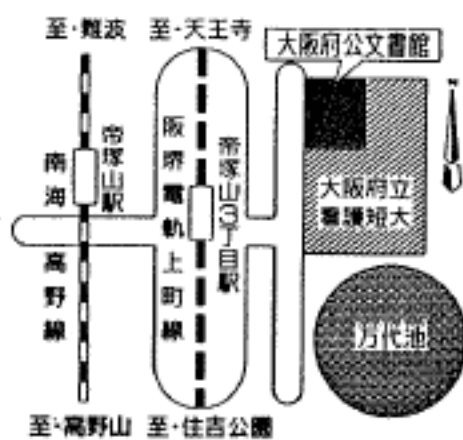
利用案内

■閲覧時間

・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時

■休館日

- ・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・毎月末日（土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日）



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山3丁目
(徒歩3分)
南海高野線帝塚山(徒歩6分)

大阪あーかいぶず 第十四号

平成六年三月三十一日発行
編集発行 大阪府公文書館
大阪府住吉区帝塚山東二丁目一四四
電話 〇六一六七五―五五五―
FAX 〇六一六七五―五五五―
印刷 大阪府宮印刷所